



31号 令和3年9月30日

<学校教育目標>

ともに伸びる

# 校長だより

呉市立市阿賀小学校  
安宗 誠



## 「緊急事態宣言」解除後の本校のコロナ対応

9月30日をもって緊急事態宣言が解除されることに伴う今後のコロナ対応については、市教委から指示に基づき、次のとおり進めて参ります (対策期間 10/1~10/14)。

(緊急事態宣言中と同じ・・・○ 緊急事態宣言中から変更・・・▲)

### 1 児童の登校

○児童の登校受け入れは7時30分から（7時30分までは校舎内に入れない。）。

### 2 健康観察

○7時30分から各階のトイレ前で、各学年の健康観察実施（健康観察カード受付）。

○健康観察をパスしない児童は、自分の教室には行けない（ユーカリ広場で健康チェック）。

○児童が風邪様症状の場合は登校不可。

○同居家族が風邪様症状の場合も登校不可。

○家族がPCR検査を受け結果が出るまでの間、同居児童も登校を控えるよう、協力要請。

### 3 授業等

○対面形式・一斉授業で行う。

○児童機の距離・間隔を1m以上空ける。児童機が床の印に合っているか常にチェックする。  
（児童機はオープンスペース3分の1から2分の1くらいまではみ出すくらいの空け方で）

○学級の枠を解いた形式の授業は当面行わない。

○各教科等での禁止事項

1m以上距離を確保しないままでの向かい合いながらの活動（すべての教科等で）、接触のある活動（体育等）、吹奏楽的な活動・響き渡る発声での歌唱活動（音楽等）、1m以内での実習・実験・観察（理科、家庭科等）、共同制作（図工等）等。

### 4 その他の教育活動

○たてわり掃除を実施せず、学級単位での掃除とする。

○クラブ活動を当面実施しない。委員会活動も実施しないが、常時活動は継続する。

▲参観日（10/23）は、現時点では分散・参観人数制限・参観位置確認で実施の方向。

▲学習発表会（11/13）については、現時点では内容の簡素化・分散・参観人数制限・参観位置確認等により実施の方向。もちつき大会（11/26）の実施の有無については、現時点では保留。

### 5 校内での生活

○児童相互の身体接触禁止。

○児童の配り係禁止、配布物の児童から児童への順送りの手渡し禁止。

○屋内外を問わず、児童間の距離が1m以内の集合・整列・順番待ちの禁止。

○無言給食（残らないように配り、おかわりなし）・無言移動

○トイレ後、外遊び後、体育の授業後、図書室利用後、給食前後の確実な石鹸・手洗いの確実な実施。給食当番の配膳前石鹸・手洗い後のアルコール消毒の確実な実施。